

小値賀町松林保全計画

策定主体 小値賀町

令和2年4月14日策定

協議者 小値賀町松林等保全対策に係る検討会

(第1回 令和元年 6月20日)

(第2回 令和元年 9月17日)

(第3回 令和元年12月 4日)

策定に際し意見聴取した者 小値賀町民

(地区説明会 令和元年7月22日～8月23日)

(パブリックコメント 令和2年1月6日～2月5日)

1. 現状と課題

小値賀町の総面積は、2,546ha で、その内森林面積は 1,099ha と総面積の 43% を占めています。本町は周囲を海に囲まれており、森林の果たす役割は、防風・防潮・魚つき林をはじめとして、景観形成上も極めて重要です。

特に、町のシンボルである松林の面積は 335ha で、森林全体の 30%を占めています。本町では、昭和 52 年からマツ材線虫病の被害防止のため、ヘリコプターによる薬剤散布、地上散布及び被害木の伐倒駆除を継続して行ってきましたが、28 年度から被害量が増え始め、29 年度、30 年度、そして令和元年度と、かつてない甚大な被害が発生し、災害というべき状況になっています。

マツ材線虫病は、病原体である外来種のマツノザイセンチュウが、在来種であるマツノマダラカミキリに運ばれることで引き起こされる松特有の病気であり、その防除方法は「予防散布、被害木の焼却等による駆除、健全木への樹幹注入」の 3つの方法しかない状況です。また、様々な要因から、いずれの方法でも防除率は 100%ではありません。全ての松林がこれらの防除法で管理されている間は、被害量を微害に抑えることができますが、松林の面積が広くなりすぎると、適正な実施が難しく、防除率が下がり、被害が増加することになります。一旦被害が増加すると、防除費用、時間、人的資源、防除の完全性が不足することになり、被害は増加の一途をたどることになります。

本町では、これまで防除や駆除事業を行ってきましたが、近年の不安定な気象状況や温暖化傾向等の環境の変化から、被害が発生しやすい状況になってきている中で、防除や駆除事業の効果を十分に発揮し、限られた予算の中で半永久的に管理を継続していくには、現在の松林面積は広すぎると考えられます。今後は、こういった環境の変化等に対応した総合的な松林の保全対策が必要になります。

2. 計画の基本方針

近年の不安定な気象状況や温暖化傾向等を踏まえ、最適な防除時期を把握し、効果的な防除、駆除事業を実施するために松林面積を必要な松林に絞り、保全活動等、総合的な対策を推進し、松林の保全を図ります。

3. 長期的方針

「目指すべき50年後の山林の姿」・・・図1

◆確実な駆除・効果的な防除を実施するために、町内の松林を「守るべき松林区域」、「育てるべき松林区域」、「人為的に樹種転換を図る松林区域」、「自然に任せて樹種転換を図る松林区域」の4つに区分し、本当に守るべき松林を明確化することで、持続的に人の手で守ることのできる範囲に松林を縮小していきます。

■区域の考え方

(1) 守るべき松林区域

海岸線であり、防風防潮林として松が必要な区域。

(2) 育てるべき松林区域

海岸線であり、防風防潮林として松が必要であるものの、激害により消失した区域であって、松を主体とした混交林化を図る区域。

(3) 人為的樹種転換を図る松林区域

松ほどの高さは不要だが、防風林としての機能維持が必要な区域。

(4) 自然樹種転換を図る松林区域

防風林としての機能を維持する必要性が低い区域。

■実施する事業 参考資料1 参照

(1) 守るべき松林区域

①防除事業・②駆除事業・③植林事業の実施

(2) 育てるべき松林区域

①植林事業・②防除事業・③駆除事業の実施

(3) 人為的樹種転換を図る松林区域

①防除事業・②駆除事業・③樹種転換の実施

(4) 自然樹種転換を図る松林区域

①防除事業・②駆除事業の実施

4. 短期的方針

「令和元年度～令和5年度で行うべき松林等保護整備事業」・・・図2

(1) 守るべき松林区域

激害からの保全を図るため、薬剤散布と樹幹注入を併用して行います。併せて、周辺被害木の確実な駆除を行います。

→現在の激害の中では、被害木の全量駆除が困難なため、薬剤散布のみでなく、樹幹注入を併用し、樹体内に侵入したマツノザイセンチュウの増殖を防止する方策を取ります。

(2) 育てるべき松林区域

松を主とした混交林化を図るため、最適な樹種を選定し、植林を実施します。

→今回の激害を受け、松に依存することの危険性を感じており、今後育成する防風林については、防風効果が広範囲に及び高木性樹種が望ましいため、松が必要な場合であっても、松枯れ被害が発生したときに、防風効果が一定保たれるように、松以外の樹種を合わせて植林します。

(3) 人為的樹種転換を図る松林区域

(1) 及び (2) への被害の拡大を防ぐために、薬剤防除及び伐倒駆除を実施し、駆除後は松以外の高木性を含む樹種を植林し、樹種転換を図ります。

(4) 自然樹種転換を図る松林区域

(1) 及び (2) への被害の拡大を防ぐために、薬剤防除及び伐倒駆除を実施し、駆除後は自然に任せた樹種転換を図ります。

◆短期的方針で行う事業を実施する際の優先順位

松林の防護対象を下記の順番とし、順位同列の場合は、受益戸数、面積の順番で判断します。

- ①人家等（公共施設含） ②農業施設等（ハウスや牛舎等）
- ③水田 ④野菜畑 ⑤飼料畑

(1) 防除事業

① 空中散布事業

- ◆散布区域・・・図3
- ◆使用する薬剤の種類・・・スミパインMC
- ◆令和2年度以降も継続して散布します。
- ◆防除実施区域については、消失や植林の状況に合わせて、必要に応じて見直しを図り、適切な区域への散布を実施します。

② 地上散布事業

- ◆散布区域・・・図3
- ◆散布方法・・・無人ヘリによる散布及び動噴による散布の併用
- ◆使用する薬剤の種類・・・スミパインMC
- ◆令和2年度以降も継続して散布します。
- ◆防除実施区域については、消失や植林の状況に合わせて、必要に応じて見直しを図り、適切な区域への散布を実施します。

※散布区域については、森林病虫害等防除法に基づき、長崎県森林病虫害等防除実施基準で区域を定めることとされています。30年度までの被害により消失した松林については、令和元年10月に区域の見直しを実施しています。今後は、被害による消失や植林事業の状況を見ながら、必要に応じて見直しを行い、適切な防除に努めます。

※毎年度発生予察を実施し、適切な防除時期の把握と防除の実施に努めます。

③ 樹幹注入事業

ア 姫の松原

- ◆実施区域・・・図 4
- ◆使用する薬剤の種類・・・グリーンガードNEO
薬効7年の薬剤で、令和元年度の注入まで使用しています。
- ◆令和2年度以降も継続して実施します。

イ 守るべき松林区域

- ◆実施区域・・・図 5
- ◆使用する薬剤の種類
薬剤は、薬効期間や施業性等を考慮して選定します。
- ◆令和元年度（令和2年1月～3月）に実施済みです。
- ◆薬効が切れる6～7年後は、後述のとおり被害が収まっていることが想定されるため、守るべき松林への樹幹注入は令和元年度の1度のみとします。

(2) 駆除事業

①衛生伐事業（当該年度被害木の伐倒処理）

◆令和元年度 町全体の想定被害量 10,000m³以上

- ・民家脇、道路脇等にある危険箇所について、確実に処理を行います。
- ・想定処理数量 6,000m³

※危険箇所以外の山林等については、基本的に処理を行いません。

◆令和2年度～令和3年度

- ・全体の被害量を考慮しながら、民家脇、道路脇等にある危険箇所について、確実に処理を行います。

※危険箇所以外の山林等については、全体の被害量と予算の状況を考慮しながら、処理を行うかどうかの判断を行います。

◆令和4年度～令和5年度

- ・町全体の被害木の全木処理を実施します。

→令和3年度までの対策で、被害量が抑制され、全木の処理が可能な状況になることを想定しています。

※林野庁の予算確保状況により、「更新伐」事業で実施する可能性があります。

→更新伐事業は、衛生伐事業と異なり、施業箇所一体の70%以上の伐採（健全木も含む）が必要となります。県と密に連携し、事業要件の詳細を確認し、主に樹種転換を図る松林区域の施業に活用を検討します。

(3) 山林整備事業（枯損木処理（前年度以前被害木の伐倒処理））

◆令和元年度

- ・民家脇、道路脇等の危険箇所について、確実に処理を行います。
- ・想定処理数量 300m³

※危険箇所以外の山林等については、基本的に処理を行いません。

◆令和2年度～令和3年度

- ・民家脇、道路脇等の危険箇所について、衛生伐による処理が出来なかった場合に、確実に処理を行います。

※危険箇所以外の山林等については、全体の被害量と予算の状況を考慮しながら、処理を行うかどうかの判断を行います。

◆令和4年度～令和5年度

- ・枯損木が存在する箇所の状況を把握しながら優先順位を設定し、順次処理を行います。

→①民家・道路脇、②農地脇、③公園、④放牧場

(4) 植林事業

- ◆実施区域・・・図2の「守るべき松林区域」、「育てるべき松林区域」、「人為的樹種転換を図る松林区域」

- ◆令和2年度から、県営の国庫事業（保安林事業）で順次実施します。

- ◆守るべき松林区域については、必要に応じて補植や保育を実施します。

- ◆育てるべき松林区域については、抵抗性クロ松を主体としますが、植栽配置について樹種の特性を考慮し、松以外の樹種も合わせて植林することで、松のみに頼らない林帯の造成を図ります。
※林帯幅が広く可能な場合は、植林後の防除や駆除事業を実施しやすくするために、松の区域と松以外の樹種の区域を分けて植林を行います。

- ◆人為的樹種転換を図る松林区域については、松以外の樹種を植林します。

6. その他の事業計画

(1) 情報発信

◆被害の発生を抑制していくためには、被害の発生を早期に確認し、確実に処理できる体制の整備が必要となりますが、行政だけでは限界があるため、地域住民による監視体制の整備を図る必要があります。

そのため、防除事業の時期に合わせて、マツ材線虫病についての情報発信を毎年度行い、防除や駆除に対する住民の理解と協力をお願いします。

◆地区や個人等が特別に守りたい松、いわゆる景観松や信仰松、剪定松等の樹幹注入を推進します。

(2) 姫の松原の保全活動

◆姫の松原の保全活動を中心とした、地域の環境整備に取り組む団体の設立を推進します。

7. その他

本計画の策定以降に発生した事象により、本計画において対処することが出来ない事態が発生した場合は、その都度関係機関と協議し、本計画を随時更新して対応します。

また、今後も防除技術等の研究の情報収集に努め、効果的で環境等に配慮した技術が進展した場合等についても、その都度関係機関と協議し、積極的に導入を検討します。

なお、本計画を策定するために開催した小値賀町松林等保全対策に係る検討会については、上記の内容等を協議し、計画の見直しを行うため、当分の間、毎年度開催します。